

## 年末・年始の業務取扱いについて（お知らせ）

標記の件について、下記のように取扱いさせていただきますので、各種届書や請求書（誤記・記入漏れ等ないように!）を、出来るだけ早くご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### \* 現金給付関係

12月20日（月）受付分まで … 【12/27（月）支払予定】

※ 内容によっては、年明け以降の処理になる  
場合があります。

#### \* 適用関係

12月27日（月）午前中受付分まで … 【年内処理】

なお、年末・年始の休日は、令和3年12月29日（水）～令和4年1月4日（火）までとさせていただきます、令和4年1月5日（水）からは平常業務となりますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。